

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2026年 2月24日(火)

## 今週のことば

### JAPANローミング

災害等で携帯事業者が利用できない場合に他の事業者を利用して通信を可能とする非常時事業者間ローミングを「JAPANローミング」として今年度末頃から開始。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

2/23(月) 先勝 天皇誕生日(66歳)
24(火) 友引 ロシアのウクライナ侵攻から4年、首相の施政方針演説
25(水) 先負 衆参両院で代表質問、2月の月例経済報告
26(木) 仏滅
27(金) 大安
28(土) 赤口
3/ 1(日) 先勝 春季全国火災予防運動、東京マラソン

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
2/16(月)	56,806 ▼136	153.34 △0.05
17(火)	56,566 ▼240	153.08 △0.26
18(水)	57,144 △578	153.66 ▼0.58
19(木)	57,468 △324	154.96 ▼1.30
20(金)	56,826 ▼642	155.49 ▼0.53

## 免税店制度の「リファンド方式」への移行

免税店(輸出物品販売場)制度は、外国人旅行者等に対して対象物品を一定の方法で販売する場合に消費税が免除される制度ですが、本年11月から国外への持出しを確認した後に購入者へ消費税相当額を返金する「リファンド方式」に見直されます。

### ◆ 免税販売手続の主な流れ

リファンド方式への移行は、令和8年11月1日以降に免税店で行う対象物品の販売から適用され、具体的には次のような手続きとなります。

- ①対象物品を税込価格で販売……免税店を営む事業者は、免税購入対象者(旅券等で確認)に「税込価格」で免税対象物品を販売し、国税庁(免税販売管理システム)に購入記録情報を提供します。
- ②出国時に税関で確認……購入者は購入日から90日以内の出国時に税関で確認を受けます。
- ③購入記録情報と税関確認情報の保存……事業者は持出しを税関が確認した旨の情報(税関確認情報)を国税庁から取得し、購入記録情報とともに保存します(保存がない場合は免税の適用はできません)。
- ④購入者に返金……事業者は税関確認情報等に基づき消費税相当額を購入者に返金します(返金手続は承認受信事業者等に委託することもできます)。

### ◆ 免税対象物品の範囲等も見直し

リファンド方式への見直しに伴い、免税対象物品の範囲等も見直され、一般物品と消耗品の区分や、消耗品に係る購入上限額(50万円)、用途要件(通常生活の用に供するもの)などが廃止となります。

これにより、購入下限額(5千円以上)の判定は一般物品と消耗品を区分せずに行いますが、引き続き税抜価額での判定となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201508

## 令和8年度の協会けんぽの保険料率等

中小企業等が加入する協会けんぽにおける令和8年度の健康保険料率及び介護保険料率が決定し、本年3月分(4月納付分)から適用となります。

都道府県ごとに設定されている健康保険料率は40都道府県が引下げ、7県が据置きとなり、平均保険料率は9.9%となります。

また、介護保険第2号被保険者(40歳~64歳)が負担する介護保険料率は、全国一律1.62%(現行1.59%)に引上げとなります。

なお、子ども・子育て支援金制度により、4月分(5月納付分)から医療保険とあわせて支援金(令和8年度は「標準報酬月額×0.23%」となり労使折半)の徴収が始まります。

## 暗号資産取引による所得の分離課税化

ビットコイン等の暗号資産取引により生じた利益は、原則として雑所得(その他雑所得)に区分され、最大55%の総合課税の対象となっています。

令和8年度税制改正大綱において、国内の暗号資産交換業者で取り扱われる特定暗号資産の取引による所得は上場株式等と同様に20%の申告分離課税とし、3年間の損失繰越控除も可能とすることが盛り込まれており、改正金融商品取引法の施行日の属する年の翌年1月1日以後に適用するとしています。

### 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 輸出物品販売場（免税店）制度は「リファンド方式」に移行

### ◆概要

令和7年度税制改正において輸出物品販売場（免税店）制度の見直しが行われ、令和8年11月1日から、免税店において税込価格で行った免税対象物品の販売について、外国人旅行者等の出国時に免税対象物品を持ち出すことが確認された場合に免税販売が成立する制度とされ、この確認後に事業者から外国人旅行者等に消費税相当額を返金する「リファンド方式」へ移行します。

また、リファンド方式への移行に伴い、次の見直しも行われます。

- \* 免税販売手続等：船舶観光上陸許可等による在留や日本国籍を有する購入者の手続の見直しなど。
  - \* 免税対象物品の範囲等：一般物品と消耗品の区分の廃止、消耗品に係る購入上限額（50万円）及び特殊包装の廃止、通常生活の用に供するかどうかの用途要件の廃止など。
  - \* 免税店の区分や許可要件等：一般型と手続委託型の許可区分の廃止、申請届出手続の簡素化など。
  - \* 購入記録情報の提供項目等：単価100万円以上（税抜）の商品に「商品情報詳細」を設定など。
- ※リファンド方式を含めた改正は、令和8年11月1日以降に免税店でを行う免税対象物品の販売から適用され、現行制度とリファンド方式を併用する移行期間はありません。

### ◆リファンド方式による免税販売手続について

#### ①旅券等の提示・情報の提供

免税店を経営する事業者（以下、事業者）は、免税購入対象者本人から旅券等の提示を受け、その旅券等に記載された情報の提供を受けます。免税購入対象者の区分に応じた旅券等の提示がない場合は、免税販売手続を行うことはできません。

※日本国籍を有する免税購入対象者に対しては、旅券に加え「在留証明」、「戸籍の附票の写し」又は「マイナンバーカード」の提示を受けます。

#### ②免税購入対象者であることを確認

事業者は、①で提示を受けた旅券等により、購入者が免税購入対象者であることを確認します。

#### ③免税購入対象者に対して必要事項を説明

事業者は、免税購入対象者に対して「税関の確認は購入日から90日以内の出国時に旅券を提示等し、税関の求めに応じて免税対象物品を提示しなければならない」旨や「免税対象物品を輸出しなかった場合には、消費税を徴収され、罰則の適用対象となる」旨を説明しなければなりません。

※出国する空海港で手荷物の機内預けをする前に税関の確認を受ける必要がある旨も説明します。

#### ④免税対象物品の引渡し（税込価格で販売）

事業者は、免税対象物品を免税購入対象者本人に引き渡します。なお、リファンド方式への移行に伴い、現行の税抜価格での販売から税込価格での販売に変更されます。また、一般物品と消耗品の区分が廃止されることに伴い、購入下限額（5千円）の判定はこれらを区分せずに行います。

※税込価格で販売しますが、購入下限額（5千円）の判定は「税抜価額」で行います。

#### ⑤購入記録情報の提供

事業者は、免税販売手続の際、遅滞なく国税庁（免税販売管理システム）に購入記録情報を提供しなければなりません。

※購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得（下記⑥）は承認送受信事業者に委託できます。

#### ⑥税関確認情報の取得

事業者は、免税購入対象者が免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき、その購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受けた旨の情報（税関確認情報）について、国税庁（免税販売管理システム）から取得します。

※税関確認情報の取得後、課税売上を免税売上に振り替える等の処理を行います。免税対象物品を販売してから90日を超えても税関確認情報が提供されない場合、課税売上が確定します。

#### ⑦購入記録情報及び税関確認情報の保存

事業者は、国税庁（免税販売管理システム）に提供した購入記録情報及び取得した税関確認情報を整理して、免税対象物品の譲渡を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、保存しなければなりません。この保存がない場合、免税購入対象者に対する販売であっても免税の適用を受けることはできません（災害その他やむを得ない事情がある場合を除く）。

#### ⑧免税購入対象者への返金

事業者は、取得した税関確認情報等に基づき、免税対象物品に係る消費税相当額を免税購入対象者に返金します。この返金手続は承認送受信事業者等に委託することもできます。

※返金手続をどのように実施するかは消費税法令においてルールを定めているものではありません。